

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県は、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域特性に応じて適切な都市機能や居住人口が確保された「適散・適集な地域づくり」を推進しており、都市のスポンジ化や郊外における低密度な市街地の形成を抑制するため、安全で利便性の高い地域への居住誘導及び住宅ストックの活用促進に取り組んでいる。

これらを進めていくためには、県民の居住地や住まいの選択における意識や認識、行動が重要となることから、その変容に繋がる情報を届けていく必要がある。

本業務では、県民が居住地や住まいを検討するプロセスで閲覧するWEBサイトを制作し、サイトの訪問者が興味を持ち、探求したくなるようなデザインやコンテンツをもって、広島県が県民に届けたい情報やサービスの活用を促すことを狙いとする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

(4) 予算額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格申請書（以下「申請書」という。）

ア 申請書（様式1）提出期限

令和6年7月30日（火）午後5時（必着）

イ 添付資料

公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付すること。

① 会社概要説明書（様式2）

② グループ構成書（様式3）及び委任状（様式4）※グループ企業体の場合のみ

(2) 仕様書に対する質問書（以下「質問書」という。）

ア 質問書（様式5）提出期限

令和6年8月1日（木）正午（必着）

イ 上記アに対する回答

令和6年8月2日（金）までに公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和6年8月16日（金）正午（必着）

イ 提案書の取扱い

提出された提案書の返却は行わないものとする。また、提案書は、広島県情報公開条例

に基づき公開する場合を除いて、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 申請書、質問書及び提案書（以下「関係書類」という。）の提出方法

ア 提出場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木建築局住宅課（広島県庁北館 5 階）
電話：082-513-4167（ダイヤルイン）
電子メール：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

イ 提出方法

- ・ (1) 申請書及び (2) 質問書の提出は、持参、郵便等又は電子メールによること。
- ・ (3) 提案書の提出は、持参又は郵便等によること。
- ・ 郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

ウ 費用負担

関係書類の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 虚偽記載

関係書類に虚偽の記載をした場合には、提出された関係書類を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 日時

令和 6 年 8 月 21 日（水）※具体的な時間帯については、参加者に別途通知する。

イ 場所

オンライン会議システム（Zoom）による開催とする。

ウ 説明時間

- ・ 1 提案者あたりの説明時間は 30 分以内とし、内訳はプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分とする。
- ・ プレゼンテーションは提出した提案書の内容に限る。(追加提案や資料配布は不可)
なお、提案書に記載している WEB サイトの実績や事例については、提案者が制作したものに限り、実際の画面を表示して説明を補足することができる。

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者とする。ただし、オンライン会議システムへの入室は 3 名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する場合の総括責任予定者とする。

(6) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

- ・ 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ・ 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局住宅課に対してその理由説明を求めることができる。
- ・ この説明を求める場合は、令和 6 年 8 月 26 日（月）までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。

- ・ 上記に対する回答は、令和6年8月27日（火）までに、電子メールにより行う。
- (7) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
 - (8) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (9) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
 - (10) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
 - (11) 提出された提案書について
 - ・ 提出された提案書は、返却しない。
 - ・ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 参考資料（不動産関連情報のデータ集約に係る基本方針）
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の各様式（様式1～4）
- (5) 仕様書等に対する質問書（様式5）
- (6) 取り下げ願い書（様式6）
- (7) 公募型プロポーザル提案書作成要領
- (8) 評価基準
- (9) 契約書（案）

【問い合わせ先】

広島県土木建築局住宅課 担当 弘田

電話 082-513-4167 (ダイヤルイン)